

情報提供日：平成30年10月17日

## 空家対策を専門的知見でアドバイス！3団体と協定を締結、うち2団体は県内自治体と初の協定「龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定」締結式を開催(10/24)

龍ヶ崎市では、空家の適正管理や不動産の権利関係等を専門的知見から解決できるよう、一般社団法人茨城県建築士会をはじめとする県内3団体それぞれと「龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定」を締結します。締結にあたり、協定締結式を平成30年10月24日(水)に開催します。

社会的な課題となっている空家対策は、建物の老朽化に伴う耐震や改修、空家等の活用のための不動産の鑑定・評価、また、所有者が不在となった空家等の権利関係の問題など空家に関する問題は多岐に亘っています。そのため、空家等の所有者や相続人は様々な課題を抱えている現状があります。

そこで、本市では、一般社団法人茨城県建築士会及び一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会及び茨城土地家屋調査士会の3団体と「龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定」を締結する運びとなりました。(協定の締結は各団体と個別に締結)

なお、一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会及び茨城土地家屋調査士会が自治体と空家等対策の連携協力の協定を締結するのは県内初となります。(茨城県建築士会は県内3例目)

今回の協定締結により、専門的な知見からの情報の提供やアドバイス、専門家への業務の依頼など、より適切な対応が可能になります。

■日 時	平成30年10月24日(水) 午前10時30分から午前11時まで
■場 所	龍ヶ崎市役所 本庁舎 3階庁議室(所在地:龍ヶ崎市3710番地)
■詳 細	開会 協定概要説明 10:30～ 協定書署名 10:40～ 署名者挨拶 10:45～ 記念撮影 10:55～ 閉会
■参加者	【一般社団法人茨城県建築士会】会長 柴 和伸 様 【一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会】会長 説田 賢哉 様 【茨城土地家屋調査士会】副会長 飯村 健一 様 【龍ヶ崎市】市長 中山 一生
■資 料	式次第、協定書(写し)

担当課	龍ヶ崎市 市民生活部 交通防犯課 防犯対策グループ 担当者：飯島・三浦(いいじま・みうら) 連絡先：0297-60-1532(直通)
-----	--

## 龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定 締結式

日時：平成30年10月24日（水）

午前10時30分から

場所：龍ヶ崎市役所庁議室

### 式 次 第

1 開会

2 概要説明

3 協定書への署名

4 署名者挨拶

(1) 龍ヶ崎市

市長 中山 一生

(2) 一般社団法人茨城県建築士会

会長 柴 和 伸

(3) 一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会

会長 説 田 賢 哉

(4) 茨城土地家屋調査士会

副会長 飯 村 健 一

5 記念撮影

6 閉会

## 龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定書（案）

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県建築士会（以下「乙」という。）は、龍ヶ崎市における効果的な空家等の対策を講じ、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全な状態となることを未然に防止するとともに、管理不全となった空家等の状態を改善することを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空家等が適正に管理されていないことにより、生命・身体及び財産に被害を与えるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために空家等を放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （取組内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 空家等の耐震や改修に係る調査等に関すること。
- (2) 空家等の所有者等及びその親族に対する相談事業に関すること。
- (3) 空家等の管理不全な状態の防止に向けた啓発事業に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めること。

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合に、次条に規定する乙の業務について紹介すること。
- (2) 市広報紙、市公式ホームページその他の方法により次条に規定する乙が行う業務について周知を行うこと。

(乙が行う業務)

第5条 乙は、空家等に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等からの住宅や店舗の耐震の相談や建築の相談、リフォームの相談に関すること。
- (2) 甲が特定空家等の認定にかかる立入調査を実施する際には、調査員を派遣すること。
- (3) 甲が空家等相談会を開催する際には、相談員を派遣すること。
- (4) 空家等の適正な管理等について、甲がパンフレット等を作成した際には、会員の事務所等で掲示・配布すること。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前に甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様に更新されるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、第5条に規定する業務を通じて知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。乙の会員がその職を退いた後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月24日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

乙 茨城県水戸市笠原町978番地の30建築会館2階  
一般社団法人茨城県建築士会

会 長

## 龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定書（案）

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と茨城土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、龍ヶ崎市における効果的な空家等の対策を講じ、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全な状態となることを未然に防止するとともに、管理不全となった空家等の状態を改善することを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空家等が適正に管理されていないことにより、生命・身体及び財産に被害を与えるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために空家等を放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （取組内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 空家等の不動産の調査・測量に関すること。
- (2) 空家等の権利関係の整理に関すること。
- (3) 空家等の所有者等及びその親族に対する相談事業に関すること。
- (4) 空家等の管理不全な状態の防止に向けた啓発事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めること。

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合に、次条に規定する乙の業務について紹介すること。
- (2) 市広報紙、市公式ホームページその他の方法により次条に規定する乙が行う業務について周知を行うこと。

(乙が行う業務)

第5条 乙は、空家等に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 家屋や土地の不動産表示に関する登記や境界確認に関すること。
- (2) 甲が空家等相談会を開催する際には、相談員を派遣すること。
- (3) 空家等の適正な管理等について、甲がパンフレット等を作成した際には、会員の事務所等で掲示・配布すること。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前に甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様に更新されるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、第5条に規定する業務を通じて知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。乙の会員がその職を退いた後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月24日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

乙 茨城県水戸市大足町1078番地の1

茨城土地家屋調査士会

会 長

## 龍ヶ崎市空家等対策の連携協力に関する協定書（案）

龍ヶ崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、龍ヶ崎市における効果的な空家等の対策を講じ、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全な状態となることを未然に防止するとともに、管理不全となった空家等の状態を改善することを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不全な状態 空家等が適正に管理されていないことにより、生命・身体及び財産に被害を与えるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために空家等を放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （取組内容）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 空家等の不動産の鑑定・評価に関すること。
- (2) 空家等の所有者等及びその親族に対する相談事業に関すること。
- (3) 空家等の管理不全な状態の防止に向けた啓発事業に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認めること。

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等から空家等の管理に関する相談を受けた場合に、次条に規定する乙の業務について紹介すること。
- (2) 市広報紙、市公式ホームページその他の方法により次条に規定する乙が行う業務について周知を行うこと。

(乙が行う業務)

第5条 乙は、空家等に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等からの不動産鑑定・評価の相談に関すること。
- (2) 甲が空家等相談会を開催する際には、相談員を派遣すること。
- (3) 空家等の適正な管理等について、甲がパンフレット等を作成した際には、会員の事務所等で掲示・配布すること。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前に甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定の有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様に更新されるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙及び乙の会員は、第5条に規定する業務を通じて知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。乙の会員がその職を退いた後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月24日

甲 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市長

乙 茨城県水戸市元吉田町1041番地の4サンビル5階  
一般社団法人茨城県不動産鑑定士協会

会 長